



金 沢 市 公 報

第 2 9 6 8 号 の 5

平成31年(2019年)4月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>●規 則</p> <p>○金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (中央卸売市場事務局) 1</p>	<p>○金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (") 1</p>
---	---

規 則

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年4月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第42号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成31年条例第15号)の施行期日は、平成31年10月1日とする。

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第43号

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則(平成12年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の8」を「100分の10(当該卸売が消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号の2に規定する軽減対象課税資産の譲渡等(以下「軽減対象課税資産の譲渡等」という。)に該当する場合は、100分の8)」に改め、「以下」の次に「この条において」を加える。

第35条中「関連事業者市場使用料月額(」を「条例第71条第2項の規定により算定する関連事業者市場使用料から」に改め、「(昭和63年法律第108号)」を削り、「額)」を「額の月額」に改める。

第39条第1項中「108分の100」を「110分の100(当該卸売が軽減対象課税資産の譲渡等に該当する場合は、108分の100)」に改める。

第57条第2項中「以下同じ。)を」を「第4項において同じ。)を」に改める。

第74条第1項中「の規定による使用料」を「に規定する規則で定める額」に改める。

第76条第1号中「卸売金額」の次に「(せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。))」を、「相当する額」の次に「に消費税等相当額を加えた額」を加え、同条第2号中「販売金額」の次に「(消費税等相当額を除いた金額をいう。))」を、「相当する額」の次に「に消費税等相当額を加えた額」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第74条関係)

種 別	金 額 (月額)
卸売業者市場使用料	当該月の卸売金額(せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。)の1,000分の3に相当する額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下「卸売業者売上高割使用料」という。)及び卸売場面積1平方メートル

	<p>ルにつき</p> <p>本館卸売場A区画 110円</p> <p>本館卸売場B区画 320円</p> <p>第2卸売場A区画 190円</p> <p>第2卸売場B区画 340円</p> <p>青果第3卸売場 400円</p> <p>活魚卸売場(淡水) 250円</p> <p>活魚卸売場(海水) 700円</p>
仲卸業者市場使用料	<p>仲卸業者が条例第50条第2項ただし書の規定に基づき買い入れた物品の当該月の販売金額(消費税等相当額を除いた金額をいう。)の1,000分の3に相当する額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。(以下「仲卸業者売上高割使用料」という。))及び仲卸売場面積1平方メートルにつき</p> <p>1階(青果部) 550円</p> <p>1階(水産物部) 830円</p> <p>2階(青果部) 320円</p> <p>2階(水産物部) 630円</p>
関連事業者市場使用料	<p>関連事業者売場面積1平方メートルにつき</p> <p>関連事業者売場A棟1階 1,300円</p> <p>関連事業者売場A棟2階 650円</p> <p>(2階のみ利用可能な構造である場合 1,100円)</p> <p>関連事業者売場B棟1階 1,300円</p> <p>関連事業者売場B棟2階 650円</p> <p>(2階のみ利用可能な構造である場合 1,100円)</p> <p>関連事業者売場C棟1階 1,500円</p> <p>関連事業者売場C棟2階 750円</p> <p>金融機関店舗 1,300円</p>
事務所使用料	<p>事務所の面積1平方メートルにつき</p> <p>本館卸売場事務所A区画 400円</p> <p>本館卸売場事務所B区画 880円</p> <p>第2卸売場事務所A区画 600円</p> <p>第2卸売場事務所B区画 890円</p> <p>青果仲卸業者等事務所 970円</p> <p>水産小売組合事務所 1,200円</p>
専用駐車場使用料	<p>第2卸売場立体駐車場面積1平方メートルにつき</p> <p>A区画 160円</p> <p>B区画 240円</p> <p>青果第3卸売場屋上駐車場面積1平方メートルにつき 150円</p>
空地使用料	<p>空地面積1平方メートルにつき 200円</p>
水道施設使用料	<p>量水器1個につき400円及び使用水量1立方メートルにつき 18円</p>
冷蔵庫使用料	<p>冷蔵庫建物1,799.88平方メートル並びに製氷及び冷蔵設備一式 1,923,000円</p>
保冷施設使用料	<p>青果低温貯蔵庫建物860.06平方メートル及び冷蔵設備一式 1,419,520円</p> <p>可動式保冷库一式</p> <p>本館卸売場B 106,000円</p> <p>本館卸売場C 115,000円</p> <p>本館卸売場D 150,000円</p> <p>本館卸売場E 150,000円</p> <p>本館卸売場F 125,000円</p>

	本館卸売場G 125,000円 本館卸売場H 125,000円 本館卸売場I 125,000円 第2卸売場A 106,000円 第2卸売場B 115,000円 青果第3卸売場 106,000円
倉庫使用料	倉庫面積1平方メートルにつき 210円
クリーンセンター使用料	クリーンセンター建物1,040.50平方メートル及び処理設備一式 1,000,000円
青果配送センター使用料	青果配送センター面積1平方メートルにつき 500円
摘要	使用料の額を算定する基礎となる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (1) 卸売業者市場使用料 卸売業者売上高割使用料に、面積に係る使用料単価から算定した額を加算した額 (2) 仲卸業者市場使用料 仲卸業者売上高割使用料に、面積に係る使用料単価から算定した額を加算した額 (3) その他の使用料 この表により算定した額

附 則

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の改正規定は、前年度の卸売金額を平成31年10月1日前のせり売若しくは入札又は相対取引に係る金額を用いて算定する場合には、適用しない。

平成31年(2019年)4月11日 印刷
平成31年(2019年)4月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄